

予防技術検定模擬テスト

— 解説付 —

NO.147

【共通】問1 消防法第8条の3に規定する防災対象物品及び防災物品に付する表示に関する次の文を読み、消防法令上誤っているものを一つ選びなさい。

- (1) 防災対象物品に加工する前の材料を、消防法施行令に定める基準と同等以上の防災性能（以下本設問において「防災性能」という。）を有するものとして販売する場合は、防災性能を有するものである旨の表示を付す必要はない。
- (2) 消防法令以外の法律の規定による表示で、防災性能を有する表示として消防庁長官に指定されているものもある。
- (3) 防災物品の使用が義務付けられている防火対象物の関係者は、当該防火対象物において使用する防災対象物品に防災性能を与えるための処理を行なわせたときは、見やすい箇所に、防災処理品等の文字を明らかにし、又は、当該処理を行わせた者に防災性能を有するものである旨の表示を付させるようにしなければならない。
- (4) 防災対象物品に、防災性能を有していないにもかかわらず、防災性能を有するものである旨の表示又はこれと紛らわしい表示をした者に対しては罰則の規定がある。

【消防用設備等】問1 消防用設備等の設置単位に関する次の説明文について、空欄に当てはまる用語の組み合わせとして、消防法令上最も適切なものを一つ選びなさい。

消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、原則として、棟であるとされているが、次のとおり例外的に取り扱われる場合がある。

- ・防火対象物が開口部のない（ア）の床又は壁で区画されているときは、その区画された部分は、消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準の適用については、同一の棟であっても、それぞれ別の防火対象物として取り扱う（消防法施行令第8条）。
- ・消防法施行令別表第一(16)項に掲げる防火対象物の部分で、同表(1)項から(15)項までのいずれかの用途に供されるものは、（イ）や避難器具などの一部の消防用設備等に係る設置及び維持の技術上の基準を適用する場合を除き、同表(1)項から(15)項までの各用途に供される防火対象物として取り扱う（消防法施行令第9条）。
- ・建築物と建築物が渡り廊下で接続されている場合は原則として同一の棟として取り扱うが、当該渡り廊下が（ウ）のみに供されていることなどの一定の要件に当てはまるときは、それぞれの建築物を別の棟として取り扱う（昭和50年3月5日付け消防安第26号）。

	ア	イ	ウ
(1)	耐火構造	屋内消火栓設備	通行又は運搬の用途
(2)	耐火構造	スプリンクラー設備	物品の販売又は保管の用途
(3)	耐火構造	自動火災報知設備	通行又は運搬の用途
(4)	準耐火構造	誘導灯	物品の販売又は保管の用途

【消防用設備等】問2 駐車のに供される部分に設置する固定式の泡消火設備に関する技術上の基準に関する次の文を読み、消防法令上正しいものを一つ選びなさい。

- (1) フォームヘッドは、床面積9㎡につき1個以上のヘッドを、防護対象物（本設問においては泡消火設備によって消火すべき対象物をいう。）のすべての表面が当該ヘッドの有効防護空間（本設問においては当該ヘッドから放射する泡によって有効に消火することができる空間をいう。）内に包含できるように設けなければならない。
- (2) フォームヘッドの放射量は、水成膜泡消火薬剤の場合は床面積1㎡当たり8.0L/分、合成界面活性剤泡消火薬剤の場合は床面積1㎡当たり3.7L/分の量の泡水溶液を放射しなければならない。
- (3) フォームヘッドを用いる泡消火設備の一の放射区域の面積は、80㎡以上160㎡以下としなければならない。
- (4) 加圧送水装置の二次側の配管のうち、金属製のものには亜鉛メッキ等による防食処理を施さなければならない。

【防火査察】問1 消防法（以下「法」という。）に基づく命令等に関する記述のうち、不適当なものは次のうちどれか。

- (1) 法に基づく命令の履行期限については、個々の違反事項について通常是正が可能と認められる客観的な所要日数と公益上の必要性との衡量において妥当と認められるものである必要がある。
- (2) 法第3条第1項及び法第4条第1項に基づく命令については、命令を発動し、直ちに当該防火対象物等に出入りする人々に見えやすい出入口等に標識を設置するなどの公示は義務付けられていない。
- (3) 法に基づく命令に対する審査請求については、法に基づく全ての命令において、当該命令があったことを知った日の翌日から起算して3月を経過しない期間に行うことができる。
- (4) 法に基づく命令に対する行政救済制度については、相手方の被害を金銭で償う国家補償と行政作用そのものの効力を争っていく行政上の訴訟とに大きく分類される。

問3 答 (2)、(5)

解説 改訂第9版救急救命士標準テキスト下巻(760ページ)に記載のとおり。

- (2) 60歳以上の男性に多い。
- (5) 大動脈起始部では、右冠動脈に多い。

〔原子力〕

問1 答 (2)

解説 「原子力災害対策指針(平成24年10月31日原子力規制委員会告示)」P.71 第3緊急事態応急対策「防護措置」参照。

〔無線工学〕

問1 答 (3)

〔国民保護〕

問1 答 (4)

解説 国民保護法第11条第1項、第52条、第54条参照。
都道府県知事が実施しなければならない措置は、「避難の指示」であり、「避難措置の指示」は対策本部長が都道府県知事に対し実施する措置とされている。

〔警防〕

問1 答 (2)

解説 緊急走行中は、窓を出来る限り開放し、乗車員全員で周囲状況の安全確認するとともに、安全確認呼称を確実に実施する。

消防司令問題

〔消防法〕

問1 答 (5)

解説 (1) 具体的火災危険を必要としないため、誤り。
(2) 補完する機能をもつため、誤り。
(3) 証明とならないため、誤り。
(4) 強行できないため、誤り。
(5) 正しい。

〔人事管理〕

問1 答 (2)

解説 (1) 適用を受けるため、誤り。
(2) 正しい。
(3) 週休日の説明であるため、誤り。
(4) 労基法により採用可能なため、誤り。
(5) 減額されるため、誤り。

〔地方自治制度〕

問1 答 (1)

解説 (1) 正しい。

- (2) 明許線越は議決を要するため、誤り。
- (3) 継続費の説明であるため、誤り。
- (4) 車両等の整備にも充当できるため、誤り。
- (5) 款の流用はできないため、誤り。

〔警防〕

問1 答 (5)

解説 飲食店の厨房火災は、厨房ダクトの排気口を優先して確認し、出火箇所及び延焼経路を早期に確認する。

〔救急〕

問1 答 (1)、(3)、(4)

解説 (1) ○(救急業務実施基準第16条)
(2) ×「必要に応じて」→「常に」(同第8条)
(3) ○(同第32条)
(4) ○(同第13条)
(5) × 新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症も該当(同第22条)
出典 「救急業務実施基準について」(昭和39年3月3日付け 自消甲教発第6号)を参照。

問2 答 (3)

解説 改訂第9版救急救命士標準テキスト上巻(269ページ)に記載のとおり。
肝障害患者や極端な大量投与では、乳酸アシドーシスを引き起こす可能性がある。

問3 答 (4)、(5)

解説 改訂第9版救急救命士標準テキスト上巻(302、303ページ)に記載のとおり。
(4) トリアージタグは3枚綴り
(5) トリアージタグの表面の1/3、裏面の2/3が自由裁量部分である。

予防技術検定模擬テスト

〔共通〕

問1 答 (1)

解説 消防法第8条の3第1項において、防災規制の対象となる防火対象物において使用する防災対象物品は、消防法施行令に定める基準と同等以上の防災性能(以下「防災性能」という。)を有するものでなければならないとされているが、防災対象物品が実際に防災性能を有するものかどうかを外観から確認することは不可能である。そのため、防災対象物品又はその材料で防災性能を有するもの(以下「防災物品」という。)を販売する際や防災性能を与えるための処理をした際等には、所定の表

示することが義務付けられている。

- (1) 消防法8条の3第4項。材料とは、防災対象物品に加工される前の、防災対象物品として用いられることが明らかになった段階のもの（例えば、カーテンの場合には、カーテン生地が該当し、原糸などは該当しない）をいい、防災性能を有するものとして販売等する場合は表示が必要である（「消防法等の一部を改正する法律について」（昭和47年7月15日付消防予第117号。以下「117号通知」という。）参照）。
- (2) 消防法8条の3第3項、消防法施行規則第4条の4第8項。法第8条の3第2項に基づく表示のほか、産業標準化法、日本農林規格等に関する法律及び家庭用品品質表示法の規定による表示で、防災性能を有する表示として消防庁長官により指定されたもの（以下「指定表示」という。）がある。なお、指定表示としては、「消防法施行規則第4条の4第8項の指定表示の指定」（平成28年12月消防庁告示第20号）において、産業標準化法に規定する日本産業規格（JIS規格）に適合するじゅうたんやタフテッドカーペット等の材料に付される難燃性の表示が指定されている。
- (3) 消防法8条の3第5項、消防法施行規則第4条の4第9項。例えば、防災規制の対象となる防火対象物の関係者が、防災性能を有しないカーテンを購入し、これをクリーニング業者に委託して防災性能を与えるための処理をさせた場合など、販売行為によらないで防災性能を有する物品が使用者に渡る場合があることから、このような表示が義務付けられている（117号通知参照）。
- (4) 消防法第44条第1項第3号。消防法第8条の3第3項において、何人も、防災対象物品又はその材料に、前項（消防法第8条の3第2項）の規定により表示を付する場合及び指定表示を付する場合を除き、防災性能を有する旨の表示又はこれと紛らわしい表示をしてはならないとされており、当該条文に違反をした者は、30万円以下の罰金又は拘留に処せられることが規定されている。なお、「消防法、同法施行令及び同法施行規則の一部改正に伴う質疑応答について」（昭和48年10月23日付消防予第140号、消防安第42号）において、選択肢(3)の消防法第8条の3第5項に基づき防火対象物の関係者によって明らかにする表示は、同条第3項（通知発出当時は第2項）に定める紛らわしい表示には該当しないことが示されている。

〔消防用設備等〕

問1 答 (3)

解説 消防用設備等の設置単位は、建築物の場合、法令上の特段の規定がない限りは敷地ではなく、棟であることが「消防用設備等の設置単位について」（昭和50年3月5日付消防安第26号。以下「26号通知」という。）に

より示されており、その例外規定に関する設問である。

- ア 消防法施行令8条の規定のとおり「耐火構造」が正しい。その他の要件については、「令8区画及び共住区画の構造並びに当該区画を貫通する配管等の取扱いについて」（平成7年3月31日付け消防予第53号）で示されている。
- イ 消防法施行令9条のカッコ書きにより除かれているとおり、「スプリンクラー設備」、「自動火災報知設備」、「避難器具」、「誘導灯」等は(6)項（複合用途防火対象物）に掲げる防火対象物全体の火災危険性を踏まえて義務がかかっているため、同条の適用対象外となっているが、「屋内消火栓設備」はそのような規定はないため、同条の適用対象となっているので、誤り。
- ウ 建築物と建築物が渡り廊下で接続されている場合も原則は一棟として扱うが、「渡り廊下は通行又は運搬の用途のみに供されていること」や「渡り廊下の有効幅員が6メートル未満であること（接続する建築物のいずれかが木造の場合は3メートル）」などの要件に適合している場合は、それぞれの建築物を別の棟として取り扱い、消防用設備等の規制を適用することが示されている（26号通知参照）。

問2 答 (1)

解説 固定式の泡消火設備については、飛行機又は回転翼航空機の格納庫、自動車の修理又は整備の用に供される部分、道路の用に供される部分、駐車のために供される部分に設置可能な特殊消火設備であるが、これらのうち駐車のために供される部分における技術上の基準に関する設問である。

- (1) 消防法施行規則第18条第1項第2号ロ。正しい。なお、防護対象物とは、消防法施行令第14条第1項第1号において、当該消火設備によって消火すべき対象物と定義されており、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の設置基準において用いられている。また、有効防護空間とは、消防法施行規則第16条第1項第1号において、水噴霧消火設備、泡消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備のそれぞれのヘッド（泡消火設備にあつては、泡放出口のうち泡ヘッド）から放射する水噴霧、泡、ハロゲン化物消火剤又は粉末消火剤によって有効に消火することができる空間と定義されている。
- (2) 消防法施行規則第18条第1項第2号ハ。水成膜泡消火薬剤と合成界面活性剤泡消火薬剤の放射量が逆である。水成膜泡消火薬剤は、合成界面活性剤を基材とする泡消火薬剤で、フッ素化合物を添加することにより消火性能を向上させたものである。放射量は、泡消火薬剤ごとの消火能力及び消火すべき防護対象物の燃焼性や消火困難性を考慮して定められている（消防法施

行令解説(第二版)335ページ参照)。

- (3) 消防法施行規則第18条第4項第5号。一の放射区域の面積とは、一の一斉開放弁の作動により泡を放射するヘッドの範囲を定めたもので、泡消火設備の消火能力及び泡が放射された場合他の燃焼物への延長拡大の危険性等を踏まえて、道路の用に供される部分にあっては80㎡以上160㎡以下と、駐車のために供する部分を含むその他の部分にあっては50㎡以上100㎡以下とされている(消防法施行令解説(第二版)341ページ参照)。
- (4) 消防法施行規則第18条第4項第8号。正しくは、加圧送水装置ではなく一斉開放弁である。通常、一斉開放弁の一次側の配管は、泡水溶液等で満たされているが、二次側の配管は、空気に触れた状態であり、泡水溶液放出時は水分がつくため、一斉開放弁の一次側の配管より腐食しやすいことから、金属製のものには亜鉛メッキ等による防食処理を施すことが求められている(消防法施行令解説(第二版)341ページ参照)。

【防火査察】

問1 答 (3)

- 解説 (1) 違反処理マニュアルにより適当。
 (2) 法及び違反処理マニュアルにより適当。
 (3) 法第5条4第1項で規定されている命令の審査請求期間は、当該命令を受けた日の翌日から起算して30日なので、不適当。
 (4) 違反処理マニュアルにより適当。

問2 答 (3)

解説 (1) 消防法の一部改正に伴う立入検査及び違反処理に関する執務資料(平成14年10月24日、消防安第107号消防庁防火安全室長)により適当。

- (2) 法第4条の2第1項により適当。
 (3) 法第5条の2第1項第1号命令の要件は、法第17条の4第1項命令が履行されず、引き続き、火災の予防に危険があると認める場合等であるので、不適当。法第17条の4第1項命令違反については、告発で対応する場合が多い。
 (4) 違反処理マニュアルにより適当。

【危険物】

問1 答 (3)

解説 確保すべき保安距離は、住宅から10m以上、学校等から30m以上、重要文化財等から50m以上、高圧ガスの製造施設等から20m以上、特別高圧架空線から3m又は5m以上とされている(令第9条第1項第一号等参照)。したがって、正しい組み合わせは、(3)である。

問2 答 (2)

解説 ジエチルエーテルは特殊引火物、アセトン等は第1石油類に該当するものとしてそれぞれ法別表備考で定められている。また、ベンゼン(引火点-11℃)は第1石油類、n-ブチルアルコール(引火点29℃)及び酢酸(引火点41℃)は第2石油類に該当する。したがって、第1石油類に該当するものは2つである。

芦森工業社製 **消防用ホース自主回収** のお願い 芦森工業ホース回収窓口 9:00~18:00 (土曜祝日を除く)
☎ 0120-007-466

当社は製品の消防法令上の規格に適合しない製品の自主的回収を行っています。当該製品を発見された場合は「回収窓口」にご連絡ください。

使用圧:1.6			使用圧:1.3					
呼称	自主回収対象型式番号	自主回収象製造年	呼称	自主回収対象型式番号	自主回収象製造年			
65	コ第7~13号	2002~2008	65	コ第2~2~1号	2002、2003	50	コ第1~8~1号	2004~2008
	コ第11~11号	2002~2005		コ第2~2~3号	2002、2004		コ第2~9号	2002~2008
	コ第14~10号	2005~2008		コ第10号~8~1号	2002、2003		コ第2~9~1号	2002~2008
	コ第14~10~1号	2003~2008		コ第10号~8~2号	2003		コ第8~12号	2002~2007
	コ第15~1号	2005~2008		コ第11~18号	2002~2005、2007		コ第15~16号	2003~2008
	コ第15~4~1号	2003~2008		コ第14~11号	2002~2008		コ第15~16~1号	2003、2006~2008
	コ第58~11~5号	2002~2007		コ第14~11~2	2008		コ第60~4~1号	2002~2007
	コ第15~4号	2004~2008		コ第14~21号	2003~2008		コ第60~4~3号	2002~2005、2008
65/50	コ第11~16号	2002~2006		コ第14~21~1号	2003~2008	コ第60~4~4号	2002~2008	
50	コ第1~10号	2003~2008		コ第15~6号	2004~2008	コ第3~3号	2002~2008	
	コ第1~10~1号	2007、2008	コ第15~6~1号	2003~2008	コ第3~3~1号	2007、2008		
	コ第11~12号	2002~2008	コ第15~28号	2003~2008	コ第4~13号	2002~2008		
	コ第15~3号	2003~2008	コ第18~47号	2007、2008	コ第4~13~1号	2002~2008		
40	コ第3~4号	2007、2008	コ第58~14~1号	2007、2008	コ第15~7~1号	2003		
	コ第3~4~1号	2007、2008	65/50	コ第11~14号	2002~2008	コ第53~6号	2002~2008	
	コ第11~13号	2002~2008	50	コ第1号~8号	2003~2008	コ第53~7号	2002~2008	